

インボイス制度説明（3/15開催） 質疑応答

質問	回答
<p>土地改良区賦課金は不課税と説明がありましたが、経常賦課金（土地改良区の運営一般に充てる賦課金）のほかに、水利施設の維持管理の費用に充てるための賦課金（維持管理賦課金）を地域毎に徴収している場合、それは不課税でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。 詳細な取引について不明なため確たることは言えませんが、消費税の課税となるのは「資産の譲渡やサービスの提供等の対価として」かかる取引になります（対価性）。 一般的に賦課金にはこの対価性が認められないため、不課税となります。</p>
<p>土地改良区が課税事業者の場合、国・県・市町村からの受託業務に当たり、相手方が一般会計であればインボイスの対応は不要とされましたが、特別会計であれば全てインボイスは必要となるのでしょうか。また、一般会計であってもインボイスが必要となる場合はあるのでしょうか。</p>	<p>特別会計については必ずしも相手方が消費税の課税事業者でないパターンもございますので、必ずインボイスの交付を求められるというわけではありません。 インボイスの交付を求められるかどうかは取引のある特別会計を管理している市町村へお尋ねください。 また、一般会計については説明したとおり対応不要です。</p>